

具体的な市民参加手法について

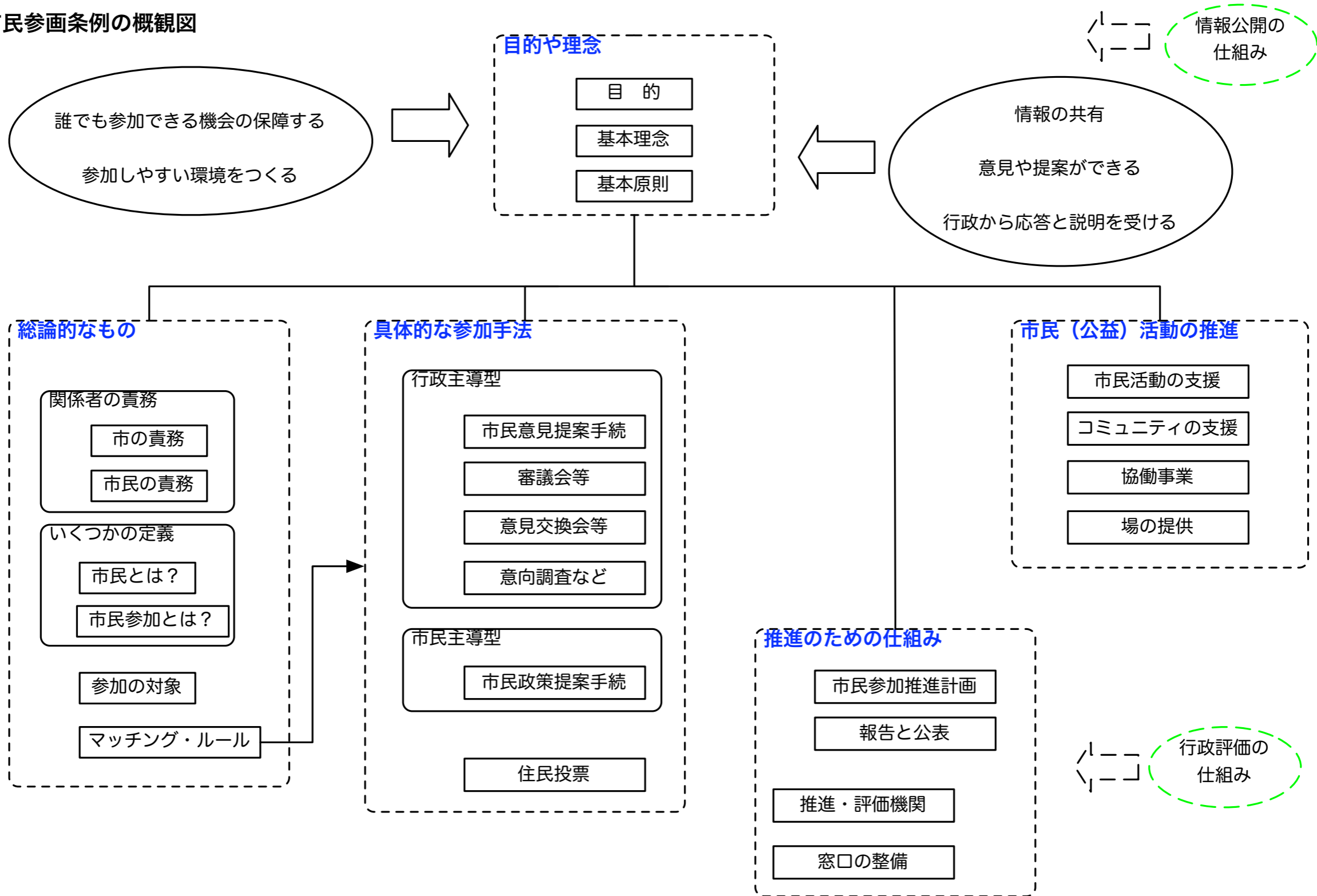
2006.10.28 第5回全体会
山下 淳

- 前回の角松先生のお話を受けて、
市民参画のための具体的な手法・方法のいくつかについて、
もうちょっと詳しくお話しをする

- 市民意見提出手続
- 審議会等
- 意見交換会等
- 市民政策提案手続

市民参加条例の概観図

市民参画条例の概観図



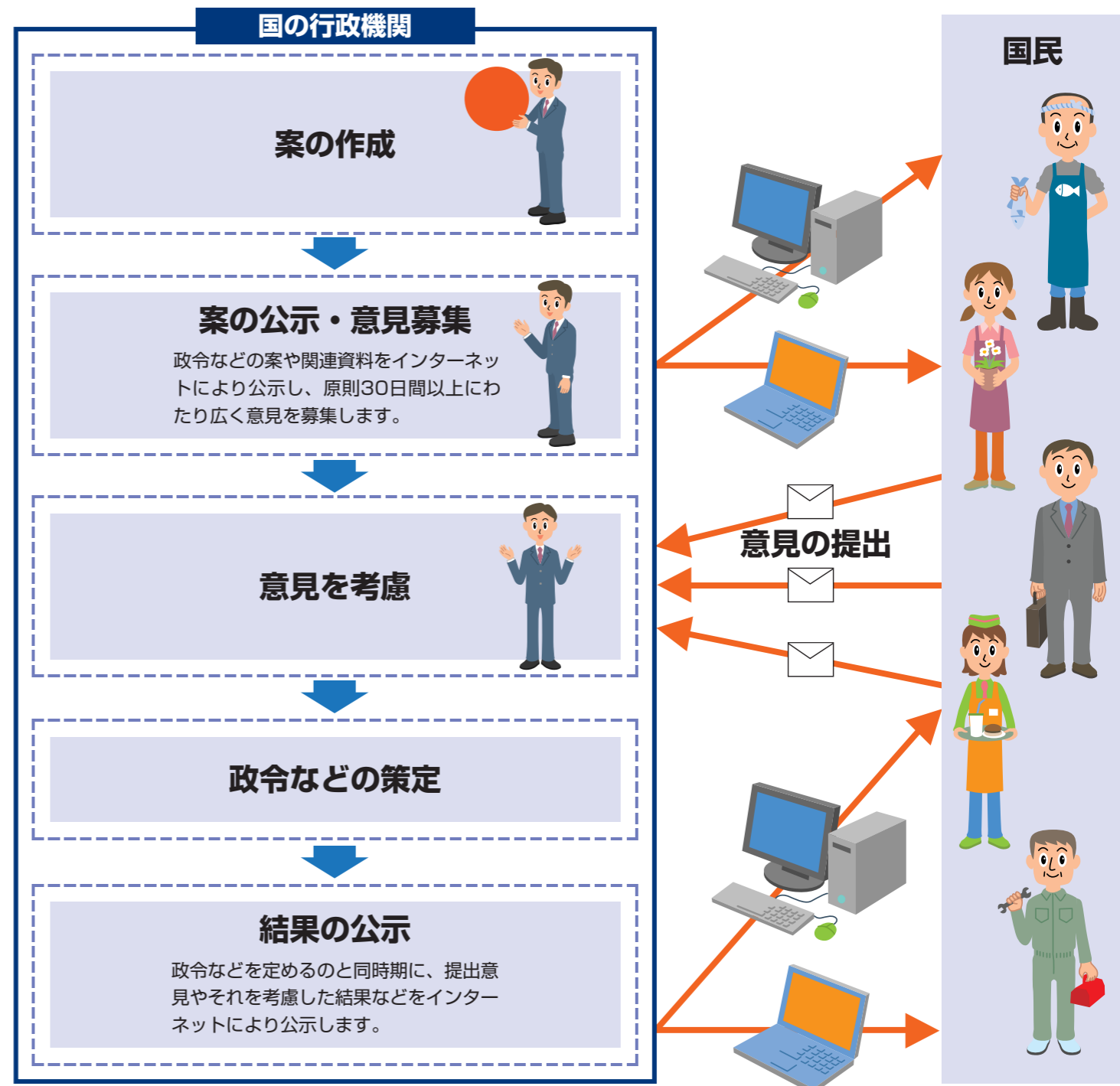
説明会

- すでに「決まったこと」を，行政が市民に説明する集まり

市民意見提出手続

- いわゆるパブリックコメント手続のこと
- 4つの段階
 - ①行政が案を公表する
 - ②市民が意見を提出する
 - ③行政が、意見を考慮する
 - ④提出された意見について、行政の考え方を公表する

意見公募手続の流れ



意見提出手続の特徴

■ 意義

- 政策の案について、行政から、**情報が公開（提供）**される
- 政策の**案の段階**で、意見を言うことができる
 - 賛否を問うわけではない。たとえ1件の意見でも、考慮すべきものは考慮する
- 意見に対して、**行政からの応答**がある
- 市民からの意見と行政からの応答が、**公表**される
 - 市民からの意見がどう取り扱われたかは、「社会的に」チェックされる
 - 意見を提出しなかった市民も、状況を知ることができる

意見提出手続の特徴

- 意見提出手続は、使いやすい手続だ
 - どのような案件（政策・計画）であっても、使える
 - だから、最低限の市民参画手続だ、ともいえる
- 西宮市でも、「実施要綱」に基づいて、実施されているが・・・

検討すべき論点

- 意見提出手続の対象は？
 - 西宮市・実施要綱第3条「まちづくりについての基本的な方針等を定める計画等の策定又は重要な改定」
 - 例外とする案件は？
 - 緊急等のため、意見提出手続をとらなかった場合の対応は？
- 実施を義務づける「行政」の範囲は？
 - 公社，三セクは？
 - 議会は？
- 実施前の周知や情報提供が適切か？
- 意見の受付等が適切か？
- 提出された意見の取扱い，行政の対応等が適切か？

検討すべき論点

■ 市民意見提出手続が適切に行われているかをチェックする仕組みは？

■ 西宮市・実施要綱第8条

(運用委員会)

意見提出手続の適正な運用を図るため、西宮市市民意見提出手続運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
- 3 運用委員会は、常任委員及び臨時委員をもって構成する。
- 4 運用委員会の常任委員は、総合企画局長、総務局長、企画総括室長、市長室長及び総務総括室長をもって充てる。
- 5 運用委員会の臨時委員は、意見提出手続を実施している案件を所管する局長及び部長をもって充て、当該所管案件を所掌する。

意見提出手続の限界

- 提出された意見が適切に反映されているか，チェックしきれていない
- 行政側の原案からはじまる（行政側のイニシアティブ）
 - 市民から意見を求めるための政策の案は，すでに作成されている
- 意見提出手続が，負担加重になっている？
 - 市民からの意見が多いこと，意見を反映させることが望ましいとは，必ずしもいえない
- 意見提出手続の，もうひとつ手前の段階での市民参画が必要
 - 原案が作成される段階に，市民参画が必要だ

審議会等

- 重要な政策は、審議会や懇談会等で検討されることが多い
- 審議会等とは？
 - そもそも、どういう審議会などがあるのだろうか。
 - どういう根拠に基づいて、設置されているのだろうか。
 - どういうことを議論しているのだろうか。
 - どういう委員構成になっているのだろうか。
- 審議会等で、どのような議論がなされているのかを、知る
 - 会議録など、会議の内容や会議の資料を、公表する
 - 会議それ自体を、公開で行う（市民が傍聴できる）
- 西宮市でも、「指針」に基づいて、実施されているが・・・

検討すべき論点

- 会議の運営が適切に行われているか？
 - 会議録や会議資料など、会議の内容が、公表されているか？
 - 会議それ自体を、公開で行う（市民が傍聴できる）
 - 開催時間、場所などを、あらかじめ公表している？
 - 開催時間、場所など、傍聴しやすい環境か？
 - 公開・非公開の基準は？
 - 審議会によって、運営に違いはないか？

検討すべき論点

- 政策を論議する審議会等に，市民が一緒に入る
 - 委員を市民からひろく公募する
 - その割合は？
 - 公募の選考方法や選考過程の公正さ・透明さは？
- そもそも，委員の構成などが適切か？
 - 男女比，年齢比など
 - 関係団体の代表など
 - 兼任・再任は？

検討すべき論点

- 審議会等の運営全般が、市民参画の観点からみて、適切かどうか、誰がチェックしているのか？

意見交換会など

- 検討中の案件について、市民と意見交換をする機会が必要だ
 - 「公聴会」「説明会」「ワークショップ」「フォーラム」「シンポジウム」など
- 検討すべき論点
 - 実施前の周知や情報提供は適切か？
 - 市民が参加しやすい環境で行われているのか？
 - 開催の記録、そこでの意見交換の内容、その後の行政の取扱いなどを、記録し、公表しているか？

政策提案手続

- 行政から投げかけるのではなく、**市民の側から**、政策や事業等を**提案する**仕組みが、必要ではないか。
- 手続のポイント
 - 市民が、提案するために満たさなければいけない条件は？
 - 提案した結果の取扱いは？
 - 提案の是非が、公正・透明に、判断されているか？
 - 提案の結果や過程が、公表されているか？
- 市民参画の手法を提案する

宗像市の政策提案手続

まちづくりへの提案 「市民参画条例」の概要説明パート③

来年1月から施行される宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「市民参画条例」）の内容を説明するコーナー。10月15日号から3回目。今回は、「まちづくりへの政策提案の方法」を紹介します。ぜひ、ご覧ください。

問い合わせ先 経営企画課 ☎(36) 1192

①政策提案
 前回は、市民参画条例で定めた対象事項に該当した場合、行政は審議会を設置したり、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施するなどの一定の手続をしなければならぬ、いわば行政が主体となって行うものでした。

②住民投票
 来年1月から施行される宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「市民参画条例」）の内容を説明するコーナー。10月15日号から3回目。今回は、「まちづくりへの政策提案の方法」を紹介します。ぜひ、ご覧ください。

③市民などに義務を課し、権利を制限する条例の制定や改廃（ただし、使用料、手数料などは除くが、法定外の新税を起すときは含む）
 ④広く市民などに適用される市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入や改廃
 ⑤市民などの公共の用に供される大規模な施設の設置に

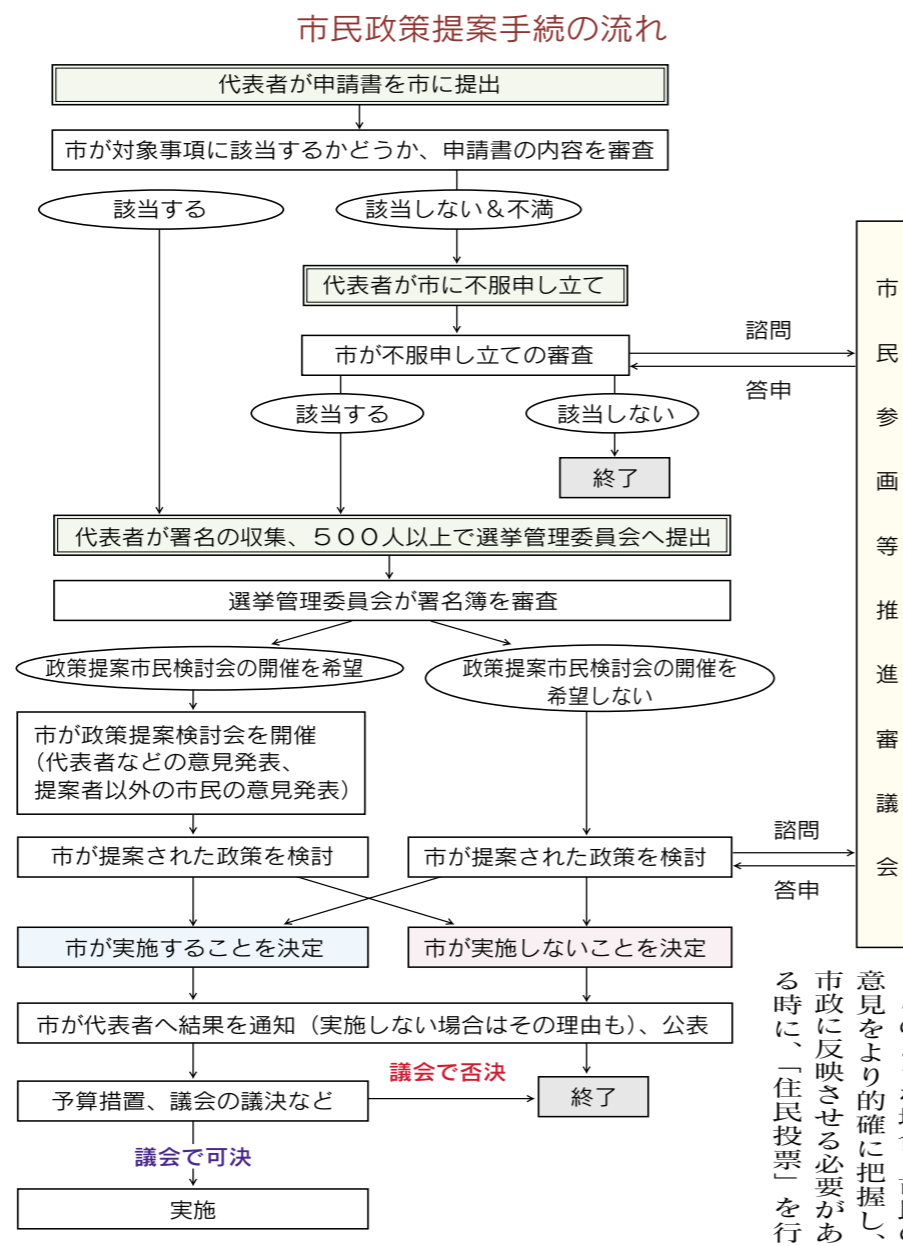
の制定や改廃
 係る基本計画などの策定や変更
 これらについて、永住外国人を含む18歳以上の500人以上の市民の署名で、具体的な政策を行政に提案し、実現を目指していこうとする制度です。

市民の間でもきちんと議論できるような、賛成・反対を含め幅広く市民同士で検討ができる、市民政策提案市民検討会を開催できます。
 このような市民の意見を踏まえながら、行政は提案された政策を実施するかどうかを決定し、議会の議決が必要である場合は議会に提案し、議決を経て、実施されることとなります。

①政策提案
 考え、行動する市民の思いをかたちに！

まちづくりの主役は市民。「これからのまちづくりは市民一人ひとりが考え、行動していこう！」という宣言が市民参画条例の前文でもうたわれています。そこで、市民参画条例では、市民が考え、行動したものが、まちづくりのかたちとなって実現できる制度として「市民政策提案手続」を設けました。

●対象となる事項
 ①基本的な事項を定める計画などの策定や変更
 ②基本的な方針を定める条例



このような場合、市民の意見をより的確に把握し、市政に反映させる必要がある時に、「住民投票」を行う

②住民投票
 まちづくりの伝家の宝刀

第3節 市民が請求する市民参画

(市民政策提案手続)

第15条 [第3条](#)に規定する基本理念に基づいて自ら考え、行動することにより、市民が主体となるまちづくりを推進するため、[第25条第1項](#)に規定する投票資格者で、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているもの(以下この節において「提案資格者」という。)は、その500人以上の連署をもって、その代表者から、実施機関に対し、市が処理する事務であって対象事項に係る政策の提案(以下「市民政策提案手続」という。)を行うことができる。

(政策の提案等)

第16条 市民政策提案手続をしようとする代表者(以下この節において「代表者」という。)は、市民政策提案手続のための署名を求める前に次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 代表者に関すること。

(2) 提案しようとする政策の目的及び内容

2 実施機関は、前項の申請があったときは、市民政策提案手続の適正な運用を図るため、代表者が提案資格者であり、かつ、同項第2号の内容が対象事項に該当するかどうかを判断し、決定する。

3 実施機関は、前項の規定による決定の結果を代表者に通知する。

4 実施機関は、第2項の規定による決定の結果、代表者が提案資格者であり、かつ、第1項第2号の内容が対象事項に該当するとしたときは、決定した日の翌日から起算して7日以内に提案しようとする政策の内容を告示しなければならない。

5 第2項の規定による決定の結果に対して不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立てをすることができる。

6 実施機関は、前項の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てについて[第45条](#)に規定する宗像市市民参画等推進審議会(以下「推進審議会」という。)に諮問しなければならない。

7 前項の規定により諮問をした実施機関は、不服申立人に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

8 推進審議会は、第6項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して20日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。

9 実施機関は、前項の答申を尊重し、その答申を受けた日の翌日から起算して14日以内に、不服申立てについて決定をし、その理由を付して不服申立人に通知しなければならない。

(署名の収集等)

第17条 前条第2項の規定による決定の結果、代表者が提案資格者であり、かつ、前条第1項第2号の内容が対象事項に該当するとされた代表者(以下「提案代表者」という。)は、同条第1項に規定する事項を記載した書面の写しを付して、提案資格者に対し、規則で定める署名簿(以下「署名簿」という。)に署名し(視覚障害者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)、印を押すことを求めなければならない。

2 提案代表者は、提案資格者に委任して、前項の規定により署名し、印を押すことを求めることができる。

3 宗像市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は福岡県若しくは宗像市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、規則で定める期間、市民政策提案手続のための署名を求めることができない。

4 提案代表者は、署名簿に署名し、印を押した者の数が500人以上の数となったときは、署名簿を選挙管理委員会に提出しなければならない。この場合において、選挙管理委員会は署名簿の提出があった日の翌日から起算して20日以内に審査を行い、署名の効力を決定しなければならない。

5 選挙管理委員会は、前項の審査を終えたときは、当該審査を終えた日の翌日から起算して7日間、署名簿を閲覧に供さなければならない。

6 選挙管理委員会は、署名簿の閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。

7 署名簿の署名について直接利害関係を有する者で、署名簿の署名について不服があるものは、前項の規定による閲覧期間内に、不服申立てをすることができる。

8 選挙管理委員会は、前項の規定による不服申立てがあったときは、不服申立てがあった日の翌日から起算して14日以内に、不服申立てについて決定をし、その理由を付して不服申立人に通知しなければならない。

9 選挙管理委員会は、第5項の規定による閲覧期間内に不服申立てがなかったとき、又は前項の規定によるすべての不服申立てについての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示し、及び実施機関に通知するとともに、署名簿を提案代表者に返付する。

(提案された政策の検討)

第18条 提案代表者は、提案した政策の目的、内容等について説明し、市民の間において検討、議論等をするため、実施機関に対し市民政策提案市民検討会(以下「市民検討会」という。)の開催を求めることができる。

2 実施機関は、市民検討会の開催の請求があったときは、より多くの市民が市民検討会に参加し、市民の間において提案された政策の検討、議論等が深まるよう必要な措置を講ずる。

3 実施機関は、提案代表者が市民検討会の開催を求めないときは、提案された政策について意見を求めるため、推進審議会に諮問しなければならない。

4 推進審議会は、前項に規定する諮問を受けた日の翌日から起算して50日以内に意見を答申しなければならない。

(提案された政策の決定)

第19条 実施機関は、提案された政策について、提案代表者の意見、市民検討会における検討、議論等(推進審議会を開催した場合にあっては、推進審議会の意見)その他様々な市民の意見を総合的に判断し、提案された政策を実施するかどうかを決定する。

2 実施機関は、前項の規定による結果を提案代表者に通知するとともに、告示し、及び公表する。この場合において、実施しないことを決定したときは、理由を付さなければならない。

3 第1項の規定による決定は、[第16条第4項](#)の規定による告示をした日の翌日から起算して原則として6月以内に行わなければならない。

(市民政策提案手続の適正運用)

第20条 市民政策提案手続が適正に運用され、市民参画がより実効性あるようにするため、市民政策提案手続の内容が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に規定する日の翌日から起算して3年間これを行うことができない。

(1) 既に市民政策提案手続により提案された政策の内容と同じ内容と認められるもの(異なる提案代表者が提案したときも同様とする。) 前条第2項の規定により提案代表者に対し通知した日

(2) 既に議会において否決されているもの 当該事件に係る議決をした日

(3) 地方自治法第119条の規定により会期中に議決に至らなかったもの 当該事件が議決に至らなかった会期の最終日

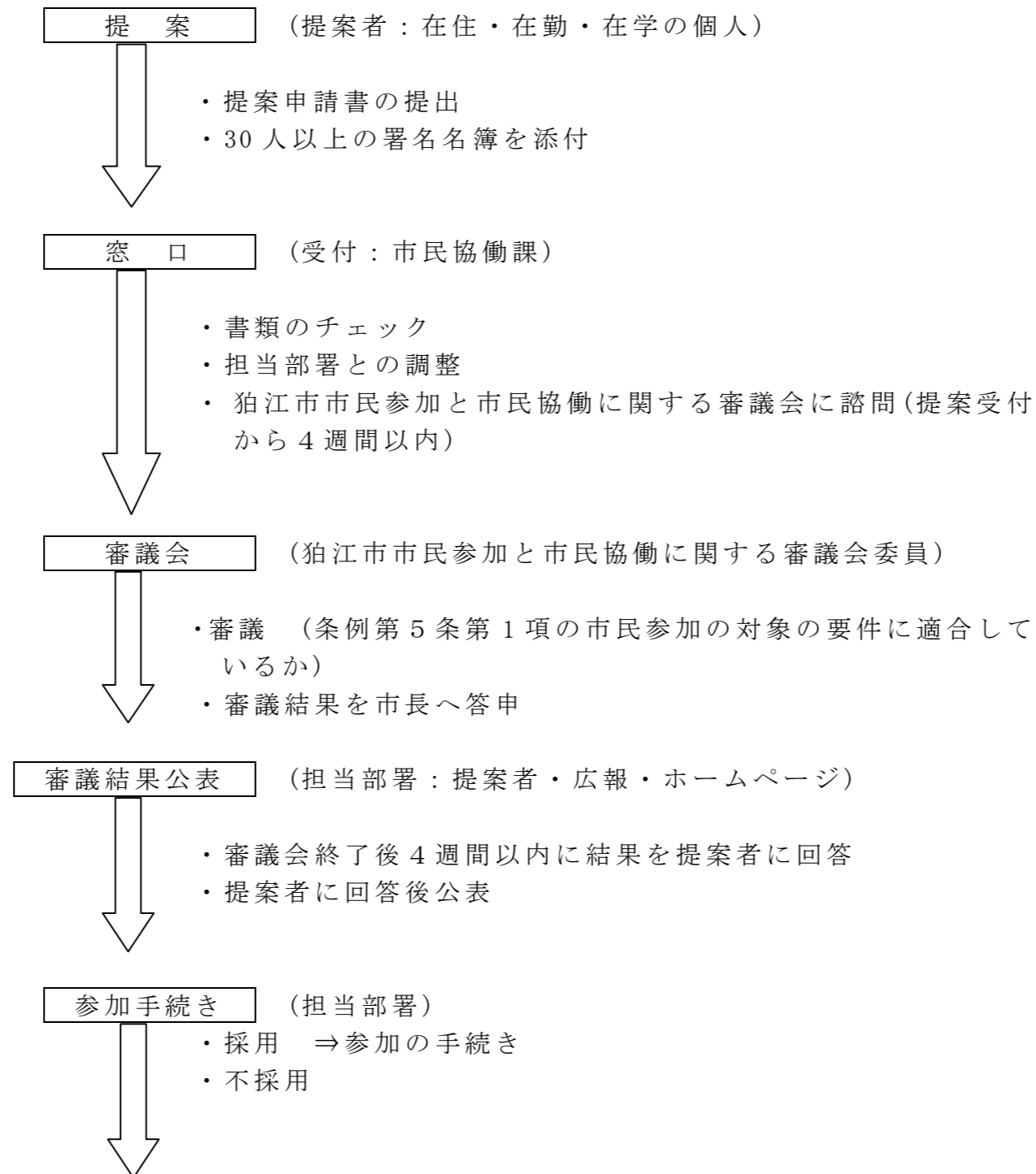
(資料等の提供)

第21条 実施機関は、市民政策提案手続を行おうとする者に対し、市民政策提案手続を行うに当たり必要と認められる資料、情報等を積極的に提供する。

狛江市の市民参加提案手続 (案)

資料3

市民参加提案制度フローチャート(素案)



地域福祉計画について

■ 地域福祉とは

市民が住みなれた家庭・地域において、地域住民同士のふれあいを大切にしながら、助け合いや支えあいにより、いつまでも安心して生活することができること。

■ 西宮市地域福祉計画

これまで市が取り組んできた地域福祉に関連する施策のより着実な推進と、市民一人ひとりの地域福祉に対する意識の高揚を図り、地域福祉を市民、行政、サービス提供事業者などの協働のもとに推進するための仕組みづくりを明らかにしたもの。

■ 計画策定の背景

社会環境の変化、家庭・地域の変化と福祉制度の変化

- 1970年代以前
 - ・ 福祉施策は、経済的な貧困をどう救おうかということが中心
- 1970年～90年代
 - ・ 都市化、工業化、核家族化の進展
 - ・ 福祉施策は、入所施設による対応
- 1990年代から2000年代
 - ・ 高齢化社会の進展
 - ・ 社会福祉法八法の改正
 - ・ 在宅福祉サービスの展開。
- 2000年以降
 - ・ 在宅福祉サービスの課題、施設から地域への生活移行
 - ・ 社会福祉事業法から社会福祉法への改正

社会福祉法からの抜粋

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

I 「地域福祉」を推進する仕組みづくり

1 計画策定の背景と趣旨

社会環境の変化、家庭・地域の変化

- 生活スタイルや価値観の複雑・多様化、少子・高齢化、核家族化、都市化、住民同士のつながりの希薄化など、わたしたちの暮らす家庭や地域では、さまざまな変化や課題が生じています。
- 個人が抱える不安や悩みへのきめ細かな対応をしていくことが求められています。

「地域福祉」の推進の必要性

- 社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉」の推進が提唱されています。
- 「行政が与える福祉」から「地域を基本とした福祉」へと、福祉サービスの提供方法の転換、地域に根ざした福祉を推進することが強く求められています。

地域福祉計画を策定します

- 本市の地域福祉に関連する施策を着実に推進していくための仕組みづくりに取り組みます。
- 市民をはじめ、ボランティア、NPO、サービス提供事業者など、地域を構成する主体の地域福祉に関する意識の高揚に取り組みます。
- 地域を構成する主体の協働・連携による地域福祉を推進する仕組みづくりに取り組みます。

2 計画の位置づけ

- 「第3次西宮市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第107条の規定に基づいて、本市の地域福祉を推進する基本計画の性格を持ちます。
- 福祉の分野別計画との緊密な連携を図り、各計画の地域福祉推進の方向性を示す性格を持ちます。
- 西宮市社会福祉協議会が策定した「地域福祉推進計画」との緊密な連携を図ります。

3 計画の期間

- 平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までの5年間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。



地域福祉計画の策定の体制

■ 市民参加の体制～地域フォーラムの開催

●西宮市地域福祉計画策定フォーラム（ワークショップ）

身近な地域での暮らしの現状や課題、地域活動・福祉活動に関する現状や課題、それらに対する具体的な取り組み方策を市民のみなさんとともに考えるため「西宮市地域福祉計画策定フォーラム（ワークショップ）」を開催しました。

本市では、平成元年度より、西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会、西宮コミュニティ協会が中心となり、住民が主体的に地域について考え、地域づくりを実践する場として「地域フォーラム」が毎年開催されています。

そこで、本計画を策定にあたって、地域の実態や課題、地域づくりの取り組み等を把握するため、「地域フォーラム」の実行委員会の方々を中心として、西宮市社会福祉協議会の各支部を単位とする市内9地区で開催を行い、延べ331人の参加がありました。このフォーラムでは、ワークショップの手法の1つである「KJ法」を用い、参加者の皆さんからご意見をお出しいただきました。

★ワークショップでの議論の視点

ワークショップでは、地域の課題や問題を出していただくだけでなく、地域福祉計画を推進していく上で有用な地域の良いところや地域の強みについても議論していただき、地域の現状を改めて認識していただくとともに、これからの地域づくりの方向性についても議論していただきました。

主な議論の視点は、以下のとおりです。

- 地域の良いところ・強み
- 地域の課題・弱いところ
- 自分たちの地域で今必要だと感じている取り組みは何か
- そのためにどのようなことが必要か
- 住民が積極的に地域に関心を持つためにはどのようなことが必要か
- 地域の活動に気軽に参加できる仕組みづくりはどうすれば良いかなど

【各地域でのワークショップ開催の状況】

開催地区	開催日 (H15年)	開催場所	参加者数
中央	① 9月12日 (金)	総合福祉センター	10人
	② 10月9日 (木)	総合福祉センター	9人
今津	① 8月21日 (木)	市役所本庁舎	9人
	② 9月22日 (月)	市役所本庁舎	9人
芦原	① 9月22日 (月)	若竹生活文化会館	10人
	② 10月9日 (木)	若竹生活文化会館	12人
大社	① 9月26日 (金)	勤労会館	17人
	② 10月16日 (木)	総合福祉センター	14人
鳴尾	① 7月25日 (金)	鳴尾支所	20人
	② 8月26日 (火)	鳴尾支所	17人
瓦木	① 7月30日 (水)	瓦木公民館	13人
	② 8月19日 (火)	瓦木公民館	13人
甲東	① 9月3日 (水)	アプリ甲東	18人
	② 10月8日 (水)	アプリ甲東	19人
塩瀬	① 8月26日 (火)	塩瀬センター	40人
	② 10月8日 (水)	塩瀬センター	41人
	③ 10月28日 (火)	塩瀬センター	43人
山口	① 9月19日 (金)	山口支所	9人
	② 10月6日 (月)	山口公民館	8人
参加者数 (延べ)			331人

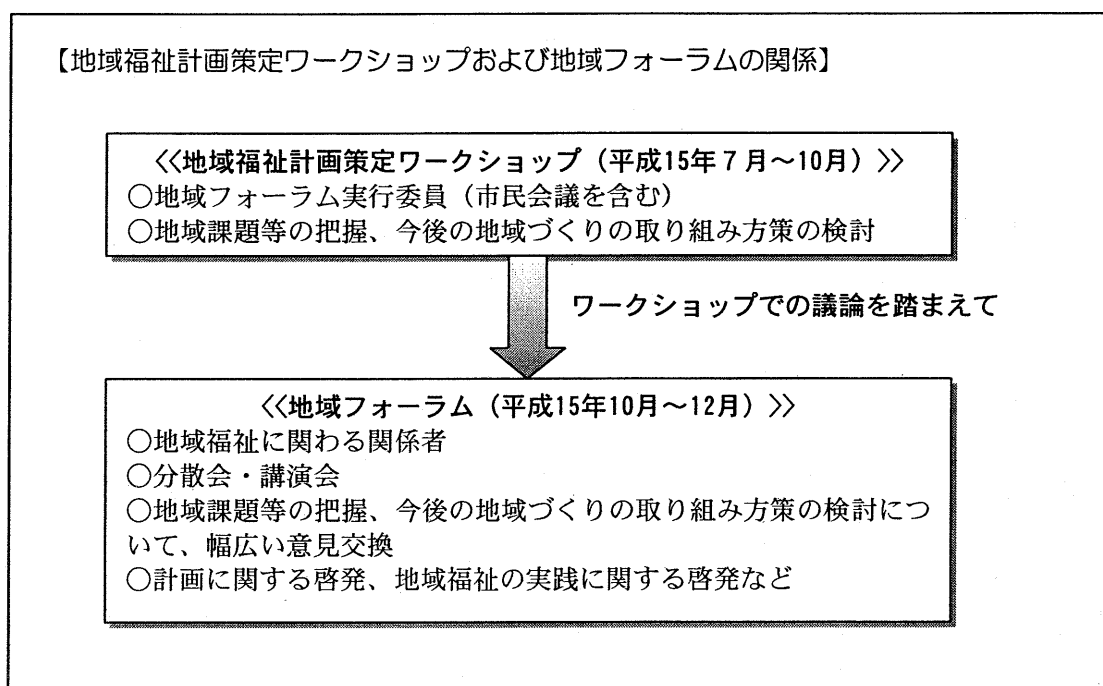
●地域フォーラムにおける意見交換、啓発

西宮市地域福祉計画策定フォーラム（ワークショップ）では、地域フォーラムの実行委員会の方を中心として取り組みをしましたので、より幅広い意見交換を行うため、地域フォーラムにおいて、地域福祉計画をテーマとした意見交換、啓発に取り組みました。西宮市社会福祉協議会の各支部を単位とする9地区で開催を行い、延べ779人の参加がありました。

【各地域での地域フォーラム開催の状況】

開催地区	開催日 (H15年)	参加者数	テーマ
中央	11月22日 (土)	69人	住みよいまちをみんなで考える！ (分散会)
今津	11月29日 (土)	84人	わがまちの福祉計画 (分散会)
芦原	11月18日 (火)	90人	お互い様のかかわり方 (講演会)
大社	11月28日 (金)	59人	地域が考える福祉のまちづくりとは (分散会)
鳴尾	10月10日 (金)	100人	心ふれあう誰もが安心して暮らせる地域福祉を考えよう (分散会)
瓦木	10月23日 (木)	96人	小地域福祉活動の推進をめざして (講演会)
甲東	11月27日 (木)	88人	地域社会の今後の取組みについて (分散会)
塩瀬	12月6日 (土)	132人	塩瀬地区地域福祉計画～私たちの果たすべき役割～ (分散会)
山口	11月8日 (土)	61人	住民同士のつながりと輪を広げよう (分散会)
参加者数 (延べ)		779人	

【参 考】



■ 計画全体の検討・策定体制

計画内容の検討・策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体の代表者、公募市民などの参画による「西宮市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本市の目指す地域福祉のあり方について幅広く検討を行いました。

【策定委員会開催の状況】

策定委員会の委員構成（17名）

学識経験者	2名
関係団体の代表	12名
西宮市民生委員・児童委員会	西宮市社会福祉協議会
西宮市コミュニティ協会	西宮市医療連盟
西宮市地域婦人団体協議会	西宮市青少年愛護協会
西宮市身体障害者連合会	西宮市手をつなぐ育成会
西宮くぬぎ家族会	高齢者介護者の集い（ひまわり会）
西宮市社会福祉事業団	
公募市民	3名

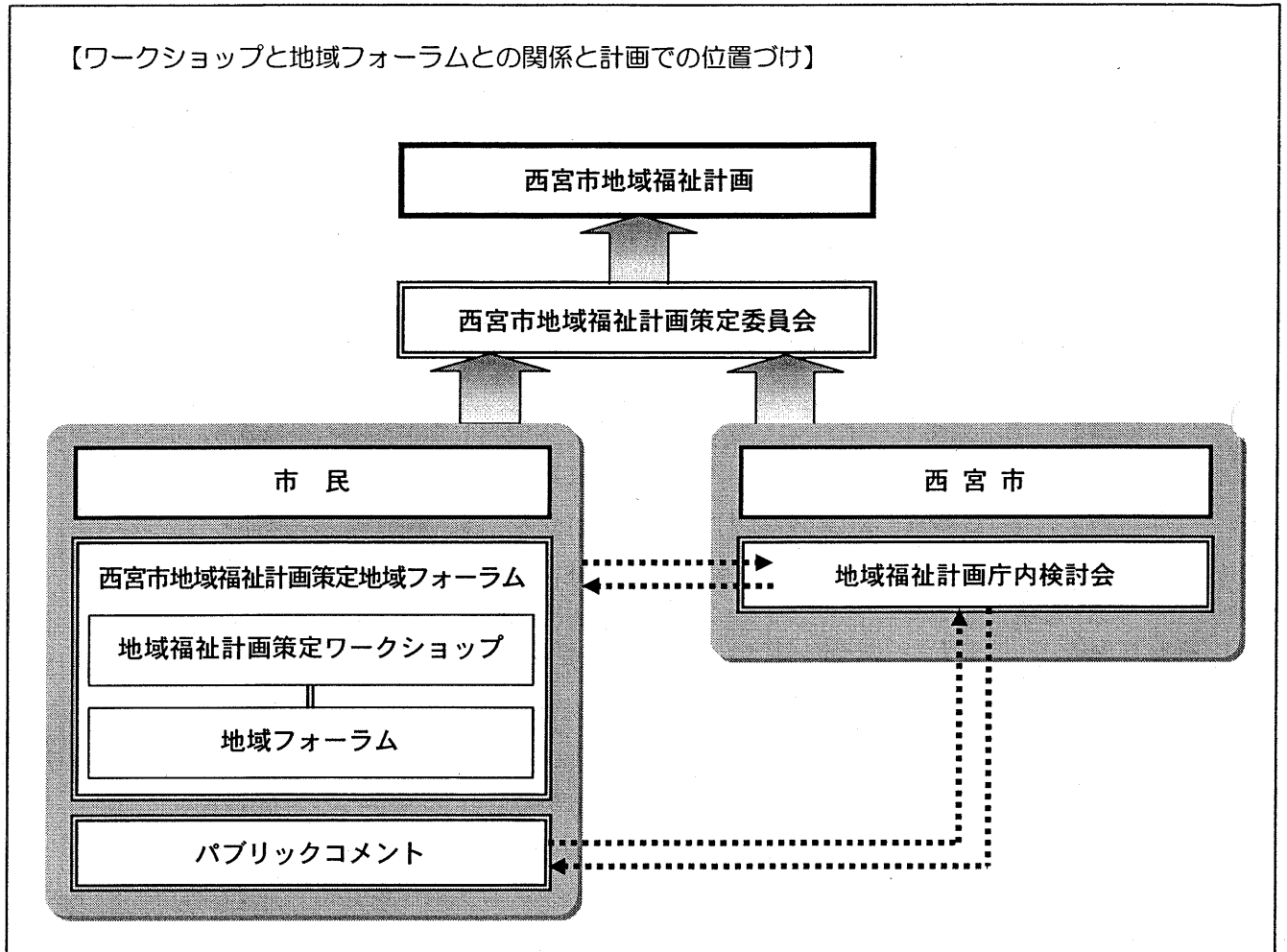
策定委員会開催経過

開催日	内容
平成 15 年 7 月 18 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会 ●委員長選出 ●地域福祉計画の概要について ●計画の策定スケジュールについて
平成 15 年 12 月 25 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会 ●計画策定にあたっての市民参加について ●計画の基本理念について
平成 16 年 2 月 23 日	第 3 回地域福祉計画策定委員会 ●ワークショップの総括について ●計画の基本理念・基本目標・施策体系（案）について ●グループ討議（計画の基本目標について）
平成 16 年 4 月 17 日	地域福祉計画策定委員会懇談会 ●計画の基本理念・基本目標等について
平成 16 年 5 月 11 日	第 4 回地域福祉計画策定委員会 ●計画の基本的な考え方・具体的な取り組み（案）について ●計画の重点施策（案）について
平成 16 年 7 月 6 日	第 5 回地域福祉計画策定委員会 ●西宮市知育福祉計画（素案）について
平成 16 年 11 月 13 日	第 6 回地域福祉計画策定委員会 ●西宮市地域福祉計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ●西宮市地域福祉計画（案）について

■ パブリックコメントの実施

計画の周知、計画素案への意見の聴取のためにパブリックコメントの実施を行いました。

【参 考】



Ⅱ 西宮市がめざす「地域福祉」の方向性

計画の 基本理念

「市民一人ひとりが尊重しあい 支えあう 心かようまちづくり」

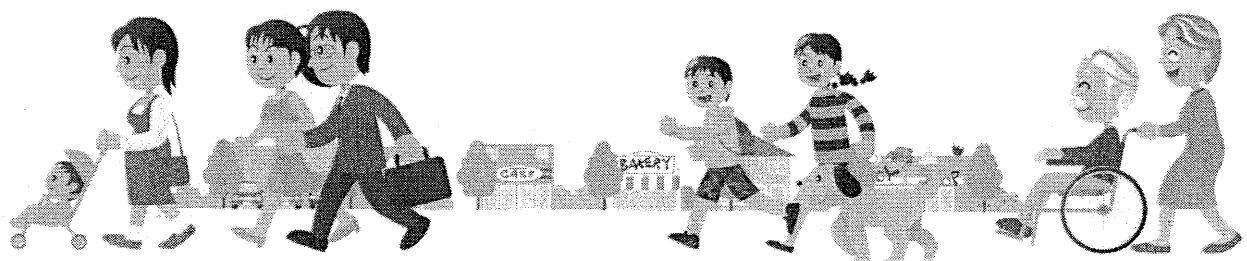
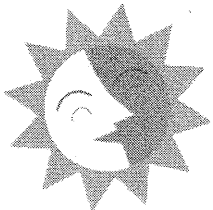
- 市民が「地域福祉」の観点から身近な課題を自らの問題としてとらえ、その対応に向けて計画の担い手となることを求めています。
- 市民の地域への思いや福祉の意識を高め、市民が地域活動・福祉活動に積極的に参画し、活動のネットワークを広げていくことをめざします。

計画の 基本的視点

- 市民一人ひとりの自分らしい生き方を尊重するまちづくり
- 地域の特性を尊重するまちづくり
- 市民の主体的・積極的な取り組みを重視するまちづくり
- 地域に関わるすべての主体の協働・連携によるまちづくり
- 地域の資源を活かしたまちづくり

計画の 基本目標

- 基本目標 1** 地域住民の支えあいによるまちづくり
- 基本目標 2** 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
- 基本目標 3** 人にやさしい福祉のまちづくり



Ⅲ 「地域福祉」推進の具体的な取り組み

1 地域住民の支えあいによるまちづくり

住民自身による「自助」、住民同士、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、自治会などの団体等との連携による「共助」、行政による「公助」の役割分担を図りながら、個人・団体等の緊密な連携による地域福祉を推進します。

施策体系・具体的な取り組み

1 地域福祉活動への 住民参加の促進

- ①地域福祉活動に関する啓発
- ②地域福祉団体の連携の促進
- ③活動拠点の整備
- ④世代間交流による社会参加の促進
- ⑤企業などへの意識啓発
- ⑥男女共同参画社会づくりの推進

2 ボランティア活動、 NPO市民活動の促進

- ①ボランティアセンター機能充実のための支援
- ②ボランティア活動情報の収集と発信
- ③ボランティア活動への参加の促進
- ④市民交流センターの活用
- ⑤相互交流による活動の活性化

3 地域福祉活動を担う 人材の育成

- ①地域福祉活動の人材の発掘・育成
- ②民生委員・児童委員活動の支援
- ③大学との連携
- ④コミュニティ・ビジネスの支援

4 福祉のまちづくりへの 住民参加の仕組み

- ①住民の意向を反映する仕組みづくり
- ②自主的な課題解決のための仕組みづくり
- ③地域の主体的な活動に対する支援（地域福祉モデル事業）

2 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり

市民が、支援を必要とするときに、必要とするサービスを安心して利用できる仕組みをつくるため、身近な相談機能の充実やサービス利用に必要な情報提供、提供されるサービス自体の質・量の確保など、条件整備の取り組みを推進します。

施策体系・具体的な取り組み

1 サービス利用の ための情報提供

- ①サービス利用に関する情報提供の推進
- ②地域公共ネットワークの活用
- ③情報ボランティアの育成・活用

2 相談体制の 整備

- ①身近な相談窓口の整備・充実
- ②相談機関のネットワーク化
- ③実態・ニーズ把握調査などの推進

3 サービス利用者の 権利擁護

- ①成年後見制度の利用支援
- ②福祉サービス利用援助事業の推進
- ③苦情解決の支援
- ④サービス提供関係者に対する人権啓発

4 利用者本位の サービス提供体制

- ①サービス提供事業者による情報提供の強化
- ②サービス提供事業者の適正な運営
- ③保健・医療・福祉の連携体制の整備
- ④事業者と地域の連携促進
- ⑤民間事業者参入の促進

5 行政施策の連携の 仕組み

- ①サービス提供の円滑化のための連携
- ②横断的な計画策定・施策展開の推進

3 人にやさしい福祉のまちづくり

市民がその人らしく生きられる環境をつくるため、都市環境などのハード面のまちづくりとともに、地域におけるふれあい・助けあい・支えあいが行われる「心のバリアフリー」に向けたソフト面のまちづくりを推進します。

施策体系・具体的な取り組み

1

生活環境・ 都市基盤の整備

- ①公共施設の整備
- ②公共交通のバリアフリー化
- ③住宅・住環境の整備
- ④ユニバーサル・デザインの考え方の導入

2

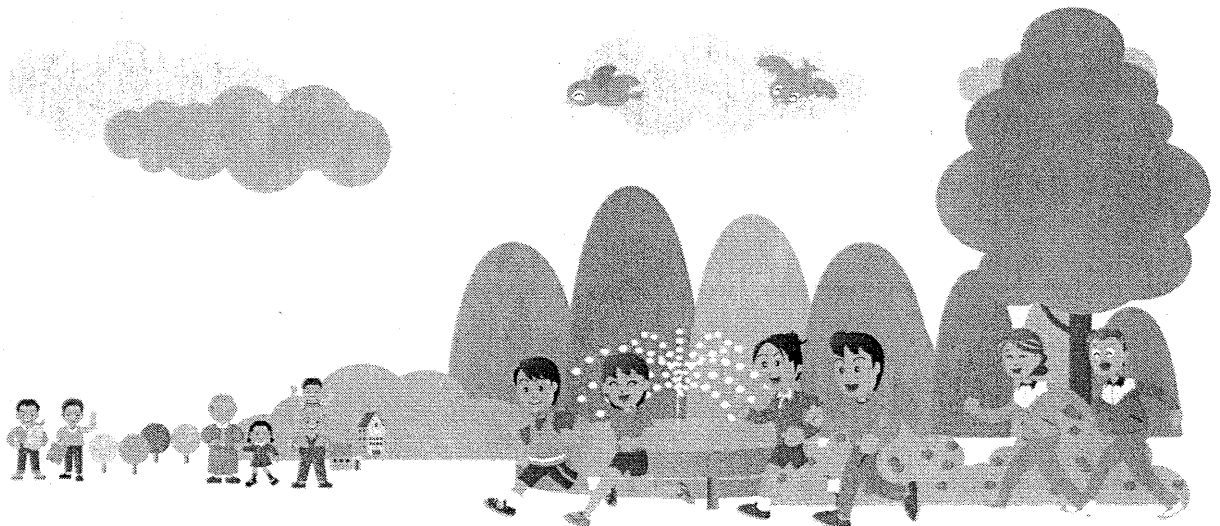
心のバリアフリーの まちづくり

- ①人権教育・啓発の推進
- ②地域、学校における福祉教育の推進
- ③声かけ運動の推進

3

安全・安心の まちづくり

- ①地域安心ネットワーク
- ②防犯対策の推進
- ③住民主体の見守り体制の充実



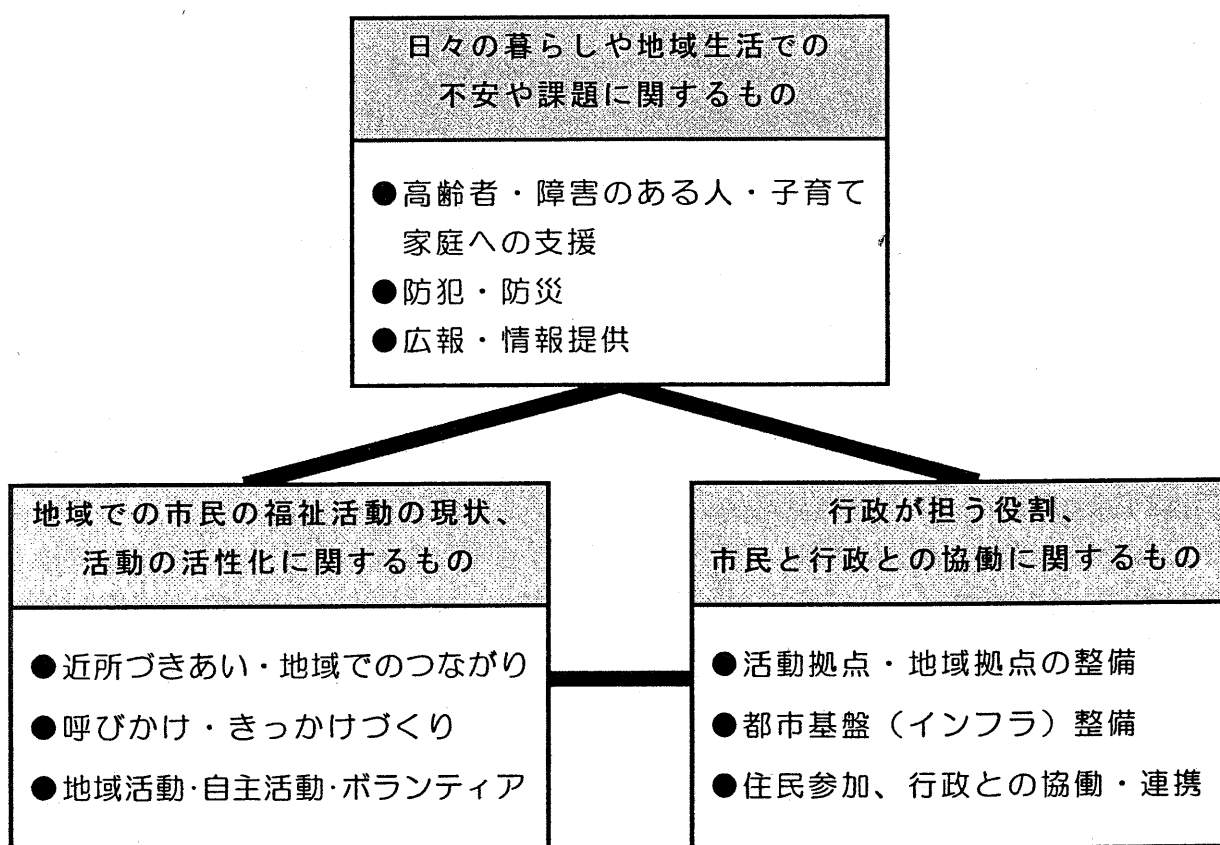
8 地域フォーラムでの主な意見

身近な地域での暮らしの現状や課題、地域活動・福祉活動に関する現状や課題、それらに対する具体的な取り組み方策を市民のみなさんとともに考えるため、本計画の策定にあたって「西宮市地域福祉計画策定地域フォーラム」を開催しました。

このフォーラムでは、ワークショップの手法の1つである「KJ法」を用いて、参加者のみなさんからご意見をお出しいただきました。

主な意見を内容ごとに分類すると、次のようなグループに分かれます。

西宮市地域福祉計画策定地域フォーラムでの主な意見のグループ



(1) 日々の暮らしや地域生活での不安や課題に関するもの

① 高齢者・障害のある人・子育て家庭への支援

- NPOによる高齢者の自立支援の実施。
- 高齢者に対するサービスのニーズ調査を行う。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制づくりが必要。
- 毎年1回実施している高齢者実態調査だが、年に1回ではそれ以外の期間の状況が把握できない。
- 精神障害者に対する制度は、身体障害者、知的障害者に対する制度に比べても進んでいない。
- 精神障害者は親の意識や周囲の偏見などにより社会参加が十分になされていない。それが地域で問題にならないこと自体が課題。
- 基本的な問題として病気への理解が必要。
- 障害のある人の社会参加が課題。日中の活動は作業所で行っているが、それ以外の活動は限定されている。
- 重度身体障害者(児)の親へのサポートをどのようにすればよいか。近隣・地域での障害のある人への理解が必要。
- 障害のある人に対する行政手続きなどを市役所本庁以外でも行えるようにしてほしい。
- 地域での障害のある人への声かけや手助けが足りない。
- 子育て支援ニーズがわからない。
- 青少年の居場所づくりが必要。
- 小さい子どもを持つ親たちの交流の場が必要。

② 防犯・防災

- 声をかけあうことが必要。
- 「地域セキュリティ」の考え方をもち(防犯・防災)。
- 防犯ステッカーの配布、「子ども110番の家」の協力依頼をする。
- 高齢者、障害のある人への災害時のネットワークづくりが急務。
- 挨拶が基本。防犯、見守りにつながる。
- 小地域ネットワークシステムを早急につくる必要がある。福祉協力委員制度の充実も必要。
- 子どもに対する犯罪が多いが、元気な高齢者にパトロールに出てもらえないか。

③ 広報・情報提供

- 福祉に関する情報が不足している。
- 小地域（町内会）ごとに全世帯に広報紙を配布してはどうか。
- 広報が配布されていても、十分に各家庭で読まれていない。
- サービス対象者（支援の対象者）に関する情報を可能な範囲で支援者側に提供する。
- 地域活動、行事などの情報提供（『宮っ子』、広報紙などの活用）。
- 広報などは自治会に入っていないと配布されていない。
- 隣近所での呼びかけなどの「口コミ」が効果的ではないか。

(2) 地域での市民の福祉活動の現状、活動の活性化に関するもの

① 近所づきあい・地域でのつながり

- 自治会への参加が少なく、地域住民としての意識、一体感が希薄。
- 世代間交流を促進する。
- 集合住宅と旧来の住民との交流が不十分。
- 震災後、住民の一体感が盛り上がっていたが、最近はやや希薄になってきている。

② 呼びかけ・きっかけづくり

- 興味を持ってもらえる行事を広報紙に載せる。
- 自治会に入っていないなくても広報紙などを届けたり、情報を提供したりして、行事や活動への参加を働きかける。
- 防犯の取り組みなどをきっかけとして、自治会への加入を促進したり、地域の一体感を高めたりできないか。
- 各種団体が集まって、年に何度かイベントを開催し、若い人と高齢者がつながっていく機会づくりをする。
- 地域でのつながりづくりは、住民に関心を持ってもらうことが一番大事。魅力ある、参加できる行事などの場所づくりをする。地域共通のシンボリックな行事が必要。
- 表立って活動するのではなく、目立たないところでも自分のできることを少しずつするようなボランティアならなり手はいるのではないか。
- 地域活動などに入りやすい環境づくりが必要ではないか。

③地域活動・自主活動・ボランティア

- 各種団体間の連携が希薄。緊密な連携が必要。
- 行事へ参加したり、団体等の役員を受け持ったりすると義務と責任が伴うために、地域活動や行事に参加しないという人が多いのではないか。
- 活動を安心して行えるよう、保険や身分証などの交付があれば助かる。
- 資金面、身分など活動のために最低限保証されるものがないと活動への参加を得られない。
- 元気高齢者、リタイアした世代の人に担い手として参加してもらおう。
- 主に活動に取り組んでいる（中・高年）世代と若い世代との交流の場が必要。
- ボランティアセンターの認知度が低い。PR不足。
- ボランティアセンターへのニーズが把握できていない。
- ボランティアセンターの開設日が限られているなど、利用しにくい部分もある。
- 近所のボランティアセンターからのボランティアを利用するのに抵抗がある人には、シルバー人材センターなどを紹介する。
- ボランティアセンターの情報発信機能、コーディネート機能をもっと活用してはどうか。
- 市内の大学生に参加してもらえないか。
- 地域活動、福祉活動の担い手の固定化、高齢化。
- PTAがきっかけで自治会やボランティアなどの地域団体、各種団体活動に参加するようになった人が多い。
- 活動のリーダーの養成が難しい。興味を持って参加してもらおう方法を考えなければならない。
- 1人1役で、多くの住民が地域活動や役員などに参加する仕組みにすればよい。
- 若い世代へ地域活動の担い手をバトンタッチする考え方を持つ。若い人の意見を聞く姿勢が必要。
- 人材発掘は難しい。民生委員・児童委員は女性が多く、年齢制限もネックとなる。
- 組織の活性化のための担い手の育成、人材育成、人材発掘、世代交替をスムーズに行う。

(3) 行政が担う役割、市民と行政との協働に関するもの

①活動拠点・地域拠点の整備

- 活動と支援を行うことができる拠点を整備する。
- 制度や規制などの制約があるかもしれないが、子どもや高齢者など、いろんな立場の人が柔軟に使える施設の整備と利用方法のあり方の検討が必要。
- 拠点の地域格差を是正する。
- 地域拠点のないところでは、小学校や私立幼稚園、デイサービスセンターなどの施設を厚意で借りて活動を行っている。
- 活動のための拠点が無いといわれているが、既存の資源を活用する。
- 地域での問題提起は、地域フォーラムのような分散会で提起し、ボトムアップしていくのがよいと思う。
- 自治会館の利用条件をもっと使いやすくしてほしい。

②都市基盤（インフラ）整備

- 福祉サービス事業者の誘致などは行政にしかできない役割。
- 公共交通機関の充実による、高齢者等の外出支援をする。
- 保健・医療・福祉・教育に関する都市基盤の整備の充実。
- 公民館にはエレベーターがないので、高齢者や障害のある人が利用しにくい。
- 車いす利用者が外出しやすいように、歩道の段差や傾斜を解消する。
- 市民館にエレベーターがない。
- 高齢者の外出・活動支援のためにコミュニティバスが必要ではないか。
- 公共交通機関を活用した高齢者の移送サービスをできないか。

③住民参加、行政との協働・連携

- 自分が住んでいる地域・まちのために何ができるのかを考える習慣・きっかけをつくる。
- 「まちづくり工房」の取り組みを展開する。
- 住民で地域計画を策定して、行政に提案する。
- 地域と行政とのつなぎ役をNPOが担えないか。
- 地域、各種団体、行政それぞれができることを、行政がしっかりと整理・把握する。
- 地域通貨を活用したり、ボランティア活動のポイント制度などを導入したりして、地域活動を活性化できないか。

平成18年度 西宮市地域福祉モデル事業助成金 募集要項

1. 助成金の目的

この助成金は、地域住民の自主的な福祉活動やまちづくり活動の推進を図るため、地域団体が創意工夫をこらして主体的に進める特色ある取り組み（モデル事業）に対して交付するものです。

2. 助成の対象となる団体

西宮市内に所在し、西宮市内で活動を行っている団体（自治会、ボランティアグループ、NPO等）。

3. 助成の対象となる事業

- (1) 地域の課題解決に向けた先駆的な事業
- (2) 地域特性を生かし、福祉活動を活性化する事業
- (3) その他、地域福祉計画の主旨を啓発する事業
ただし、次に該当する事業は対象となりません。
- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした事業
- (2) 施設の建設及び整備のみを目的とする事業
- (3) 国、地方公共団体その他法人又は法人格を有しない団体から財政的な支援を受けている事業

～モデル事業のイメージ～

- 地域交流イベントの開催（世代間交流、障害のある人との交流等）
- 地域福祉活動啓発事業（講演会・学習会等）
- 地域資源マップづくり
- 大学やNPOとの協働による地域課題解決のための取り組み など

4. 助成内容

- (1) 助成金の交付は、1事業につき25万円を限度とします。
- (2) 18年度の助成金総額は100万円です。
ただし、次の経費は助成の対象となりません。
- (1) 団体等の運営や維持のための経常的経費
- (2) その他、事業と直接関係のない経費

5. 審査会

助成金の交付決定にあたっては、学識経験者等により構成するモデル事業審査会が審査・選考を行います。

6. 助成金の交付

交付決定後、請求に基づき全額を交付します。
ただし、事業が計画どおり実施されない場合には、交付した助成金を返還していただくことがあります。

7. 事業内容の変更

申請書に記載されている事業内容に変更があるときは、事前に市までご連絡下さい。

8. モデル事業の公表

助成の対象事業として決定したものは、事業内容等を市のホームページ等により公表します。

9. 申請方法等

(1) 募集要項及び申請書の配布

募集要項及び下記の申請書類は、健康福祉計画課で配布します。また、希望者には郵送します。ホームページからもダウンロードできます。

【申請書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・モデル事業計画書（様式第1号）
- ・モデル事業収支予算書（様式第2号）
- ・団体概要書（様式第3号）

(2) 申請書提出先

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記あて郵送してください（持参可）。

西宮市健康福祉計画課（市役所本庁舎7階）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

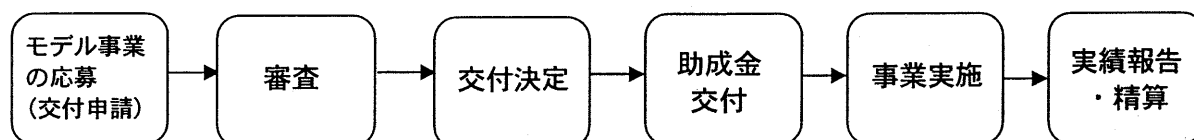
電話：0798-35-3135 FAX：0798-34-5465

(3) 申請書受付期間

平成18年6月5日（月）から平成18年7月25日（火）まで（郵送の場合、消印有効）

※ 事業完了後または市の会計年度終了後に「実績報告書」及び「収支決算書」等を提出していただきます。

10. モデル事業助成金の流れ



参 考 【昨年度実施事業】

	事業名 団体名	実施概要
1	西宮市民健康フェアにおけるフォーラム 西宮心の健康協会	不登校児童や社会的ひきこもりの若者の増加などが社会現象となっています。不登校の子どもたちを育てた体験を持つ親と、人の心を見つめてきた精神科医とのトークセッションに参加者からの意見も交え、音楽演奏を楽しみながら、ともに心の奥を思案するフォーラムを行います。
2	資源回収リサイクル事業 西宮市授産活動振興委員会	市内の作業所が連携して、牛乳パック・廃食油などの資源回収リサイクル事業を展開するための試行事業(回収拠点づくり、回収事業)を行います。地域のごみを地域で回収するシステムを市内作業所の共同事業として立ち上げることをめざします。
3	市民フォーラム「地域(みんな)で支え合うこれからの福祉 in 西宮」 じょいふる じょいふる	市民、当事者、事業者、NPO、ボランティアなどの参画により、制度改正が行われる介護・福祉サービスについての情報発信やNPO、ボランティアの活動紹介など、地域で支えあうこれからの福祉をみんなで考えていく契機となる市民フォーラムを行います。
4	情報交換のつどい場・介護講座 つどい場さくらちゃん	高齢者を介護する家族、介護職従事者、ボランティアがくつろぎ、交流することができる「つどい場」を提供します。介護講座・講演会などを行い、介護力アップ、意識向上を図ることで、在宅介護を支援します。
5	発達障害児の療育・交流事業 ゆうきっこクラブ	軽度発達障害児は、制度の狭間で療育を受けられる場が限られています。発達障害児とその親を対象に、音楽療法や交流できる場の提供などを行い、子どもたちが楽しい時間を過ごしなが、自立心を養い、社会性を身につけるとともに、親同士の輪を広げていきます。
6	「囲碁」による認知症予防及び世代間交流事業 囲碁による地域福祉実行委員会	甲東・上ヶ原地区において、高齢者と小学生を対象とした「囲碁」教室等を行います。頭脳と手先を同時に使う「囲碁」を通じて、高齢者の認知症予防を図るとともに、小学生との世代間交流により、地域の活性化につなげます。

平成 18 年度の状況

事業名	事業概要	団体名
精神しょうがいって何だろう	<p>しょうがいに関る人や、地域の方々に対して、精神しょうがいを始め、それぞれのしょうがいの事を少しでも理解してもらい、人が人にやさしい街「西宮」になることを目的にセミナーを実施します。</p> <p>セミナーでは、主に当事者の方を講師として募集し、ご自身の体験談やしょうがいの事を中心に生活、困っていることや社会に訴えたいこと等、自由に話してもらいます。また、セミナーの際には当事者の方が演じる劇「シアタースパークス」(单身生活の難しさや、作業所での過ごし方、就労の難しさを劇にしたもの)も予定しています。</p>	<p>N i C C L 西宮暮らしやすい地域をめざす会</p>
地域での暮らし見守りタイ!	<p>地域内の在宅で暮らす認知症高齢者やその人を介護する家族等に対して、介護保険制度でカバーしきれない制度の隙間を、介護経験のあるボランティアが中心となった活動で埋めることにより、高齢当事者や家族の負担を軽減し、可能な限り住み慣れたわが町「西宮」での在宅生活が継続できるように応援します。</p> <p>認知症高齢者等に関して知識を持つためにボランティアの養成研修講座を開催した後に、高齢者のお相手をし、見守り等の支援を行う「見守り応援隊」の実践活動を行っていきます。</p>	<p>つどい場さくらちゃん</p>
みんなでダンス	<p>子育て中の親子を地域で支える交流の場として「親子ダンス」の時間を提供し、保育所の機能を使うきっかけとしていきます。キッズダンスの専門家を講師に招き、親子でのダンスを行い、ダンスの前後には保育士やボランティアとの交流の機会も設けていきます。</p> <p>身体をほぐし、リズムに乗る楽しみの中から心身共にリラックスし、参加者相互の交流、保育所の子供や保育士・ボランティア等様々な人たちとの交流を図り、保育所を身近に感じ、利用しやすくすることで、子育てを支えていきます。また、参加者同士の交流から連帯感を持ち、子育てを楽しんでもらえるようになってもらうことも目指していきます。</p>	<p>はらっば</p>